

教育委員会における障害者雇用に関する実態調査



令和7年6月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1 調査概要

2 結果概要(1) データ関係

- ・ 教育委員会の障害者雇用状況
- ・ 障害のある者の公立学校教員採用選考試験の実施状況
- ・ 障害のある学生の教員免許状取得状況等
- ・ 各教育委員会における関連教員研修の実施状況

3 結果概要(2) 教育委員会における取組事例

- ・ 障害のある教育職員に対する入職後の合理的配慮の例
- ・ 障害のある教育職員に対する合理的配慮を行うための施設整備等の例
- ・ 障害のある事務職員に対する入職後の合理的配慮の例
- ・ 教育委員会における取組事例
- ・ 教育委員会におけるその他の取組事例
- ・ 公立学校教員採用選考試験における配慮の実施例

4 調査結果を踏まえた今後の文部科学省としての取組

1 調査概要

<調査概要・目的>

- ✓ 障害者雇用促進法の改正により、令和6年度から法定雇用率が引き上げられたことなどを受け、教育委員会における障害者雇用の実態及び令和元年度からの進展の把握を行う。
- ✓ 実態把握を通じて課題を分析するとともに、取組事例の展開等を行うことで、各教育委員会における障害者雇用の取組を促進する。

<調査対象>

67都道府県・指定都市教育委員会

<調査内容>

- 令和4年～令和6年それぞれの6月1日現在における職種別・学校種等別の障害者雇用状況
- 障害のある教職員に対する入職後の合理的配慮の例、教育委員会における取組例 等

<用語の定義など> ※厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。

・実雇用率 = 障害のある教職員数 / 対象職員数

※「障害のある教職員数」は、教育委員会で雇用している障害者数。

※「対象職員数」は、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数。

・法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないとされている。

都道府県等の教育委員会の場合は2.7%

・事務職員等

教育委員会で雇用している教育職員以外の職員

1 調査概要

＜法定雇用率について＞

- ✓ 令和6年度より、教育委員会における障害者の法定雇用率が2.5%から2.7%に引き上げられた。
 - 一般民間企業は2.5%、特殊法人等及び国・地方公共団体は2.8%にそれぞれ引き上げ。
- ✓ 令和8年7月からは2.9%に引き上げられることが予定されており、法定雇用率の達成に向けては、さらなる雇用の促進が必要となる。

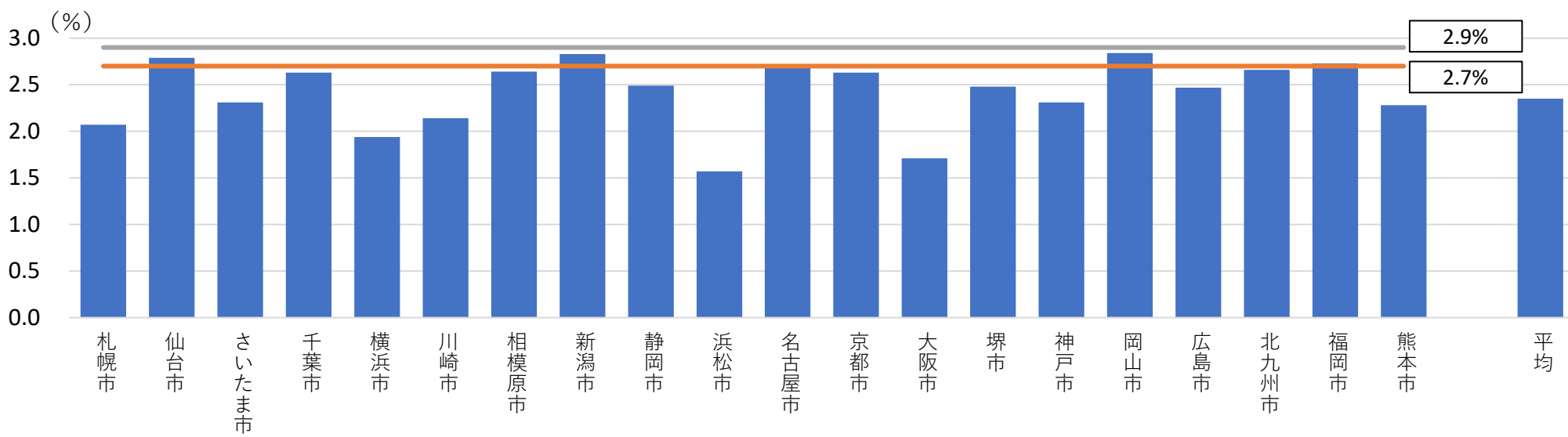
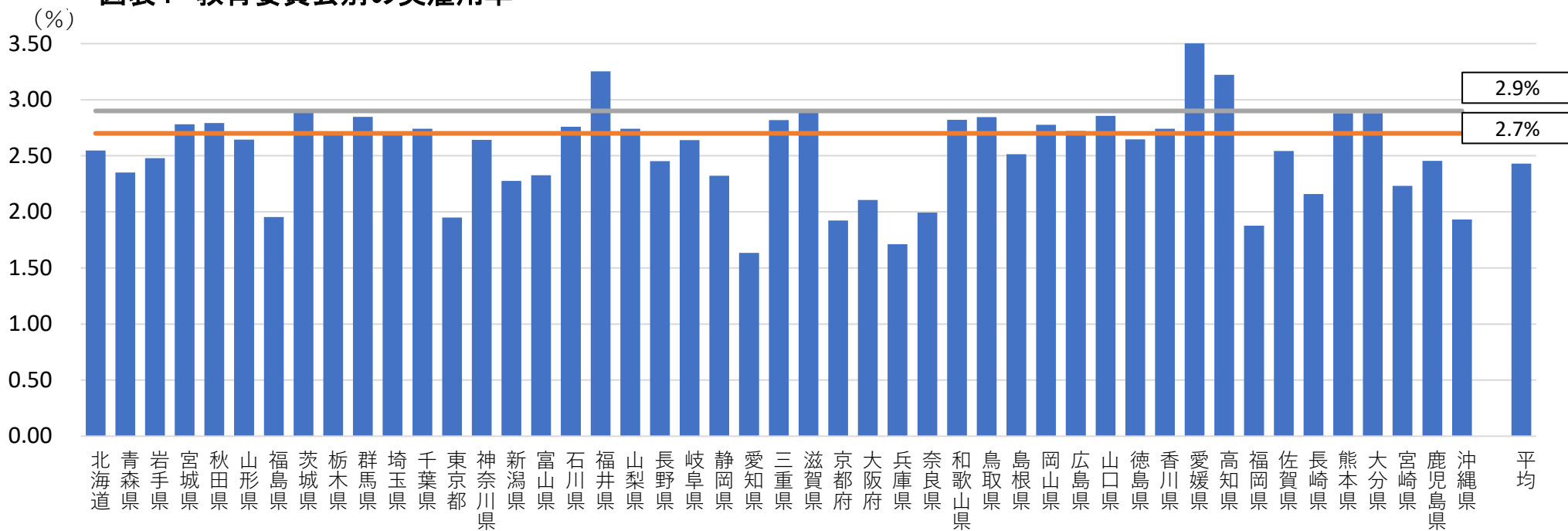
＜実雇用率に関する調査結果の概要＞

- ✓ 令和6年6月1日現在における障害者雇用の状況は、実雇用率は都道府県教育委員会で 2.43%、指定都市教育委員会で 2.35%、合計で 2.41%と、いずれも法定雇用率に届いていない。
 - 法定雇用率を達成した自治体は28自治体、特例認定を考慮すると34自治体（/67自治体）。
- (注) 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- ✓ 他方、実雇用率自体は毎年伸びており、前回調査を行った令和元年度6月時点の1.88%と比べると、0.5ポイント以上の上昇が見られる。
 - 令和元年度:1.88% ⇒ … ⇒ 令和4年度:2.25% ⇒ 令和5年度:2.32% ⇒ 令和6年度:2.41%
- ✓ 職種別にみると、事務職員における実雇用率(11.16%)は、民間企業(2.41%)、都道府県の機関(2.96%)と比べても高い雇用率となっている。
- ✓ また、子供と接する機会の比較的多いと考えられる、学校現場で勤務する教職員の実雇用率(2.21%)は、教育職員だけで見た場合(1.22%)よりも高い割合となっている。
- ✓ 学校種等別の雇用状況をみると、教育職員は特別支援学校、事務職員は特別支援学校、高等学校の実雇用率が高くなっている。

2 教育委員会の障害者雇用状況(1)(令和6年度)

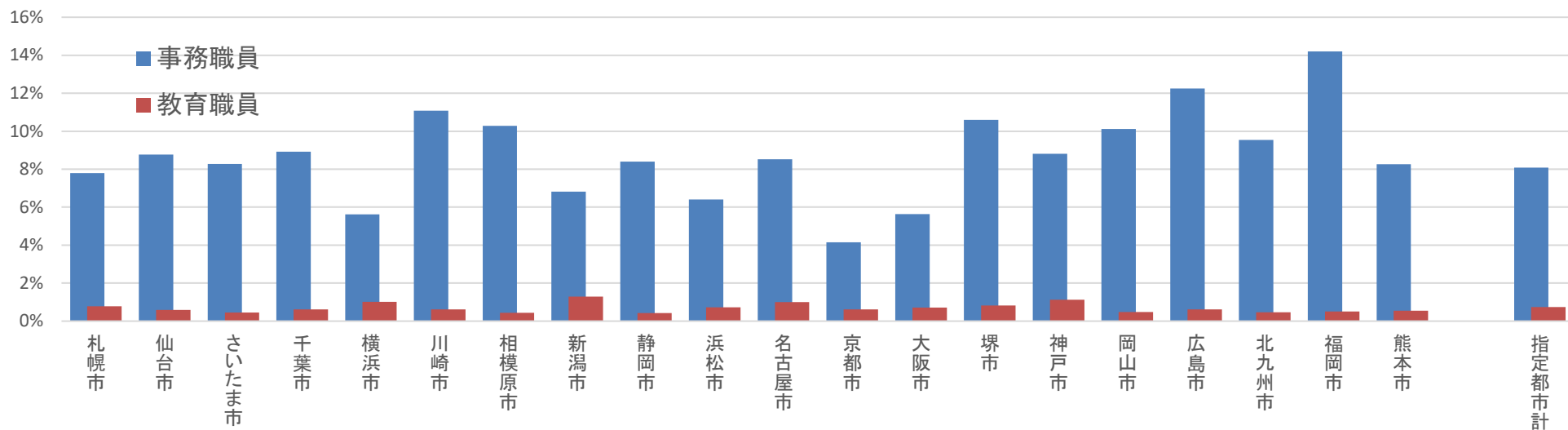
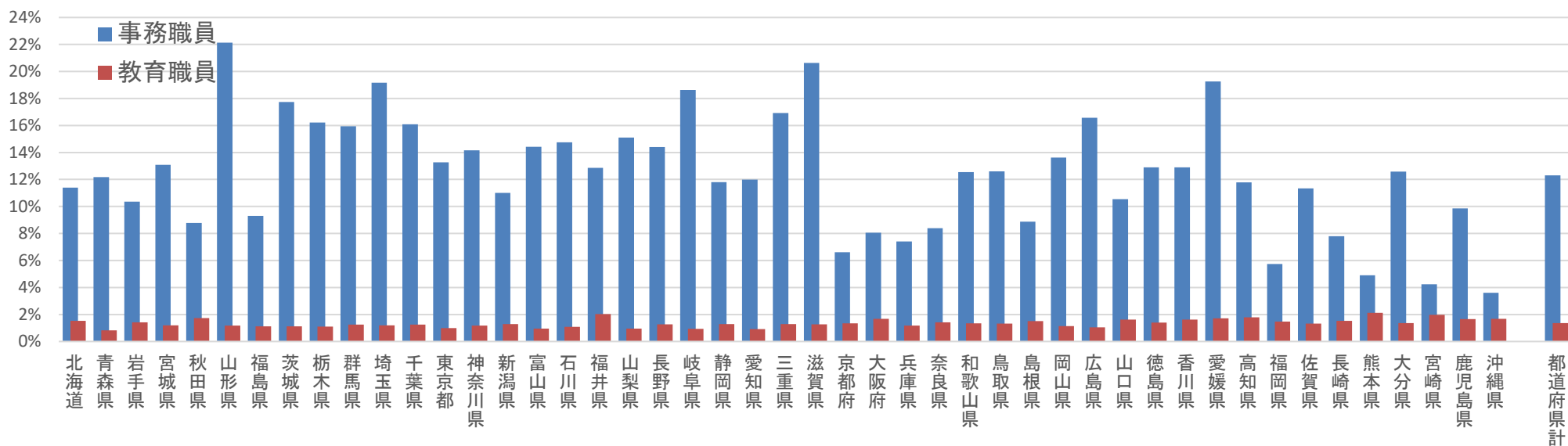
図表1 教育委員会別の実雇用率

(注)厚生労働省「令和6年 障害者雇用状況の集計結果」と同じ。



2 教育委員会の障害者雇用状況(2) (令和6年度)

図表2 職種別の実雇用率



(注1) 職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。事務職員は教育職員以外の職員を指す。

(注2) 実雇用率は、障害のある教職員数を対象職員数で割った数値。対象職員数は、厚生労働省「障害者任免状況」における「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」と同じ。

(注3) 「都道府県計」は、都道府県教育委員会の計。市町村教育委員会を含まない。

2 教育委員会の障害者雇用状況(3) (令和4年度～令和6年度)

図表3 障害のある教職員の職種別の実雇用率

	令和4年度			令和5年度			令和6年度			(参考) 令和元年度		
	教育職員	事務職員等	計	教育職員	事務職員等	計	教育職員	事務職員等	計	教育職員	事務職員等	計
合計	1.19%	10.25%	2.25%	1.20%	10.53%	2.32%	1.28%	10.98%	2.41%	1.23%	7.03%	1.88%
都道府県計	1.26%	11.36%	2.26%	1.27%	11.96%	2.34%	1.37%	12.30%	2.43%	1.27%	7.39%	1.87%
北海道	1.52%	10.12%	2.41%	1.53%	10.47%	2.46%	1.52%	11.40%	2.55%	1.50%	8.80%	2.20%
青森県	0.81%	10.85%	2.09%	0.80%	12.32%	2.27%	0.82%	12.18%	2.35%	0.90%	5.33%	1.42%
岩手県	1.58%	10.30%	2.52%	1.52%	10.86%	2.53%	1.41%	10.35%	2.48%	1.74%	10.85%	2.64%
宮城県	1.23%	12.19%	2.69%	1.14%	12.40%	2.62%	1.20%	13.08%	2.78%	2.03%	4.80%	2.40%
秋田県	1.48%	8.87%	2.57%	1.59%	8.70%	2.65%	1.73%	8.79%	2.79%	1.42%	6.26%	2.09%
山形県	1.17%	19.85%	2.52%	1.10%	20.22%	2.50%	1.19%	22.13%	2.64%	1.49%	7.48%	2.21%
福島県	1.19%	8.09%	1.89%	1.22%	9.48%	2.06%	1.12%	9.31%	1.95%	1.48%	5.66%	1.91%
茨城県	1.14%	15.95%	2.66%	1.11%	15.85%	2.64%	1.12%	17.74%	2.89%	1.64%	11.06%	2.44%
栃木県	1.16%	15.17%	2.70%	1.12%	16.11%	2.70%	1.10%	16.22%	2.70%	1.07%	8.25%	1.80%
群馬県	1.12%	11.36%	2.21%	1.17%	14.80%	2.63%	1.25%	15.94%	2.85%	1.27%	1.96%	1.34%
埼玉県	1.11%	17.60%	2.52%	1.13%	18.19%	2.57%	1.19%	19.16%	2.71%	1.07%	7.31%	1.58%
千葉県	1.11%	14.20%	2.38%	1.11%	16.12%	2.59%	1.25%	16.10%	2.74%	1.05%	4.88%	1.41%
東京都	0.97%	12.64%	1.84%	0.98%	13.74%	1.95%	1.00%	13.27%	1.95%	1.07%	12.18%	1.90%
神奈川県	1.18%	13.61%	2.52%	1.22%	13.73%	2.59%	1.18%	14.16%	2.64%	1.14%	5.62%	1.62%
新潟県	1.21%	11.50%	2.27%	1.28%	10.97%	2.27%	1.30%	11.00%	2.28%	1.21%	9.61%	2.12%
富山県	0.99%	16.04%	2.57%	1.04%	15.54%	2.55%	0.95%	14.42%	2.33%	1.13%	4.80%	1.50%
石川県	1.04%	14.33%	2.59%	1.05%	14.36%	2.66%	1.09%	14.75%	2.76%	1.04%	5.87%	1.53%
福井県	1.68%	10.88%	2.73%	1.64%	11.88%	2.78%	2.04%	12.85%	3.25%	1.82%	4.56%	2.13%
山梨県	1.05%	13.52%	2.60%	1.05%	13.95%	2.68%	0.96%	15.10%	2.74%	1.07%	9.29%	2.18%
長野県	1.25%	15.18%	2.51%	1.30%	15.00%	2.56%	1.27%	14.41%	2.45%	1.31%	12.68%	2.35%
岐阜県	1.01%	17.32%	2.54%	0.97%	16.90%	2.50%	0.95%	18.62%	2.64%	0.98%	11.42%	1.87%
静岡県	1.18%	8.02%	1.83%	1.22%	9.69%	2.06%	1.28%	11.80%	2.32%	1.10%	7.78%	1.70%
愛知県	0.98%	7.88%	1.44%	0.98%	10.69%	1.63%	0.91%	11.99%	1.63%	1.06%	2.64%	1.16%

2 教育委員会の障害者雇用状況(4) (令和4年度～令和6年度)

図表3 障害のある教職員の職種別の実雇用率(続き)

	令和4年度			令和5年度			令和6年度			(参考) 令和元年度		
	教育職員	事務職員等	計	教育職員	事務職員等	計	教育職員	事務職員等	計	教育職員	事務職員等	計
三重県	1.24%	16.06%	2.68%	1.31%	15.69%	2.70%	1.29%	16.93%	2.82%	1.25%	12.24%	2.29%
滋賀県	1.23%	17.23%	2.56%	1.18%	17.48%	2.53%	1.28%	20.63%	2.91%	1.30%	15.08%	2.38%
京都府	1.28%	5.46%	1.74%	1.27%	6.02%	1.80%	1.34%	6.61%	1.92%	1.08%	4.72%	1.46%
大阪府	1.65%	7.26%	2.03%	1.67%	8.03%	2.09%	1.68%	8.05%	2.11%	1.38%	5.35%	1.64%
兵庫県	1.00%	8.17%	1.61%	1.13%	7.71%	1.70%	1.18%	7.41%	1.71%	0.82%	6.46%	1.25%
奈良県	1.50%	5.38%	1.81%	1.42%	8.31%	1.94%	1.43%	8.39%	1.99%	1.41%	3.13%	1.55%
和歌山県	1.28%	8.77%	2.29%	1.28%	11.09%	2.63%	1.34%	12.51%	2.82%	1.53%	6.32%	2.11%
鳥取県	1.33%	12.20%	2.74%	1.32%	12.45%	2.75%	1.32%	12.60%	2.84%	1.33%	7.39%	2.16%
島根県	1.69%	7.98%	2.45%	1.54%	8.85%	2.48%	1.51%	8.88%	2.51%	1.90%	7.08%	2.52%
岡山県	1.17%	13.76%	2.62%	1.15%	13.67%	2.62%	1.13%	13.62%	2.78%	1.14%	13.27%	2.53%
広島県	1.02%	16.42%	2.69%	0.98%	17.27%	2.68%	1.04%	16.58%	2.72%	1.02%	12.06%	2.09%
山口県	1.46%	7.96%	2.31%	1.46%	9.30%	2.51%	1.63%	10.55%	2.86%	1.38%	6.99%	2.13%
徳島県	1.35%	13.41%	2.64%	1.35%	13.44%	2.68%	1.39%	12.90%	2.65%	1.43%	7.11%	2.02%
香川県	1.64%	10.44%	2.57%	1.48%	11.20%	2.51%	1.63%	12.90%	2.74%	1.80%	7.50%	2.37%
愛媛県	1.56%	12.15%	2.63%	1.69%	13.61%	2.92%	1.72%	19.26%	3.60%	1.50%	6.17%	1.92%
高知県	1.68%	11.42%	2.97%	1.59%	10.78%	2.83%	1.79%	11.79%	3.22%	1.60%	9.78%	2.55%
福岡県	1.50%	4.94%	1.83%	1.45%	5.53%	1.84%	1.47%	5.73%	1.88%	1.49%	5.88%	1.90%
佐賀県	1.41%	10.96%	2.56%	1.48%	10.74%	2.61%	1.33%	11.35%	2.54%	1.22%	9.57%	2.16%
長崎県	1.47%	7.74%	2.10%	1.49%	7.88%	2.13%	1.52%	7.80%	2.16%	1.48%	5.17%	1.85%
熊本県	1.62%	11.06%	2.82%	1.64%	10.72%	2.89%	2.12%	4.91%	2.88%	1.45%	9.21%	2.27%
大分県	1.27%	11.49%	2.66%	1.32%	11.10%	2.66%	1.35%	12.59%	2.88%	1.18%	4.75%	1.65%
宮崎県	2.04%	4.24%	2.30%	1.89%	4.51%	2.21%	1.97%	4.24%	2.23%	2.05%	3.60%	2.23%
鹿児島県	1.62%	9.91%	2.43%	1.71%	9.81%	2.50%	1.66%	9.83%	2.46%	1.50%	8.12%	2.25%
沖縄県	1.58%	3.09%	1.78%	1.59%	3.12%	1.82%	1.67%	3.62%	1.93%	1.91%	1.52%	1.78%

2 教育委員会の障害者雇用状況(5) (令和4年度～令和6年度)

図表3 障害のある教職員の職種別の実雇用率(続き)

	令和4年度			令和5年度			令和6年度			(参考) 令和元年度		
	教育職員	事務職員等	計	教育職員	事務職員等	計	教育職員	事務職員等	計	教育職員	事務職員等	計
指定都市計	0.76%	9.17%	2.10%	0.78%	7.17%	2.20%	0.82%	7.77%	2.35%	0.99%	6.00%	1.97%
札幌市	0.84%	7.75%	2.09%	0.76%	8.26%	2.10%	0.78%	7.79%	2.07%	0.97%	2.91%	1.27%
仙台市	0.55%	8.76%	2.74%	0.50%	8.14%	2.54%	0.59%	8.77%	2.79%	0.56%	7.68%	2.40%
さいたま市	0.48%	7.75%	2.25%	0.47%	8.07%	2.31%	0.46%	8.28%	2.31%	0.43%	6.61%	1.86%
千葉市	0.38%	8.02%	2.21%	0.50%	8.18%	2.33%	0.62%	8.92%	2.63%	0.54%	4.95%	1.58%
横浜市※	1.09%	5.57%	2.00%	1.07%	5.27%	1.92%	1.02%	5.62%	1.94%	1.35%	4.86%	1.99%
川崎市※	0.67%	8.61%	1.99%	0.68%	7.88%	1.97%	0.62%	11.08%	2.14%	1.03%	6.25%	1.90%
相模原市※	0.31%	8.93%	2.24%	0.22%	9.68%	2.34%	0.44%	10.28%	2.64%	0.36%	2.98%	0.93%
新潟市	1.33%	5.83%	2.58%	1.39%	5.85%	2.62%	1.29%	6.81%	2.83%	1.40%	4.88%	2.29%
静岡市	0.52%	8.75%	2.66%	0.39%	8.23%	2.42%	0.43%	8.40%	2.49%	0.56%	6.71%	2.08%
浜松市	0.70%	5.94%	1.54%	0.61%	6.19%	1.54%	0.73%	6.40%	1.57%	0.99%	8.70%	2.11%
名古屋市	0.85%	7.98%	2.49%	0.83%	8.31%	2.52%	1.00%	8.52%	2.70%	0.92%	6.53%	2.20%
京都市	1.29%	5.36%	2.17%	2.13%	2.37%	2.25%	2.74%	2.52%	2.63%	1.16%	3.45%	1.62%
大阪市	0.69%	5.05%	1.54%	0.71%	5.24%	1.61%	0.71%	5.63%	1.71%	1.21%	5.07%	1.94%
堺市	0.87%	8.99%	2.27%	0.94%	9.63%	2.43%	0.82%	10.60%	2.48%	1.53%	8.37%	2.41%
神戸市	1.11%	5.27%	1.76%	1.16%	6.14%	1.89%	1.12%	8.81%	2.31%	1.70%	3.07%	1.94%
岡山市	0.41%	9.37%	2.55%	0.27%	9.86%	2.59%	0.48%	10.12%	2.84%	0.61%	10.40%	2.54%
広島市※	0.80%	8.76%	2.30%	0.75%	8.86%	2.26%	0.62%	12.25%	2.47%	0.64%	8.16%	2.02%
北九州市※	0.46%	8.69%	2.38%	0.39%	9.39%	2.49%	0.46%	9.53%	2.66%	0.71%	7.08%	2.08%
福岡市※	0.52%	12.23%	2.51%	0.44%	12.89%	2.55%	0.51%	14.20%	2.73%	0.84%	10.27%	2.25%
熊本市	0.77%	8.12%	2.55%	0.62%	9.21%	2.55%	0.55%	8.26%	2.28%	0.88%	8.68%	2.31%

(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。事務職員は教育職員以外の職員を指す。

(注2)「実雇用率」は、障害のある教職員数を対象職員数で割った数値。

(注3)対象職員数は、厚生労働省「障害者任免状況」における「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」と同じ。

(注4)「合計」は、指定都市教育委員会の計。

(注5)「構成比」は、教育職員数または事務職員数を対象職員数で割った数値。小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%に一致しない。

(注6)※の指定都市は、特例認定を受けており、特例考慮した勘案した場合には法定雇用率を達成している。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

2 教育委員会の障害者雇用状況(6)(令和6年度)

図表4 (参考) 勤務先別雇用率

(参考) 勤務先別実雇用率

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	学校	教育委員会	計	学校	教育委員会	計	学校	教育委員会	計
合計	1.98%	8.98%	2.25%	2.04%	8.92%	2.32%	2.15%	7.97%	2.41%
都道府県計	2.07%	8.83%	2.26%	2.13%	9.14%	2.34%	2.23%	7.62%	2.43%
指定都市計	1.51%	9.24%	2.18%	1.55%	8.55%	2.20%	1.69%	8.71%	2.35%

(参考) 職種構成比(令和6年度)

	教育職員	事務職員等
合計	84.0%	12.2%
都道府県計	85.1%	10.3%
指定都市計	78.1%	21.9%

図表5 学校種等別の雇用状況

○教育職員

学校種等	合計		都道府県		指定都市	
	対象職員数の構成比	各学校等の実雇用率	対象職員数の構成比	各学校等の実雇用率	対象職員数の構成比	各学校等の実雇用率
小学校	45.3%	0.67%	42.9%	0.67%	59.2%	0.68%
中学校	24.8%	0.89%	23.8%	0.91%	30.3%	0.77%
高等学校	18.4%	1.53%	20.9%	1.54%	3.7%	1.37%
特別支援学校	10.1%	4.08%	11.1%	4.17%	4.5%	2.79%
その他	1.4%	0.85%	1.3%	1.03%	2.3%	1.07%

○事務職員等

学校種等	合計		都道府県		指定都市	
	対象職員数の構成比	各学校等の実雇用率	対象職員数の構成比	各学校等の実雇用率	対象職員数の構成比	各学校等の実雇用率
教育委員会事務局	32.5%	9.26%	28.9%	9.43%	41.2%	8.98%
小学校	26.1%	7.00%	22.6%	7.34%	34.9%	6.45%
中学校	12.8%	6.87%	11.1%	7.52%	16.9%	5.83%
高等学校	19.7%	17.99%	26.5%	18.26%	3.1%	12.38%
特別支援学校	7.9%	20.71%	26.5%	21.13%	3.1%	15.50%
その他	1.0%	8.43%	0.6%	10.18%	1.9%	7.03%

(注1)
教育職員の学校種等の「その他」は、教育職員の合計から小・中・高・特別支援学校を除いた値。
(教育委員会事務局、義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に加え、端数処理も含む。)

(注2)
事務職員の学校種等の「その他」は、事務職員の合計から教育委員会事務局、小・中・等・特別支援学校を除いた値。
(義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に加え、端数処理も含む。)

(注3)
小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%に一致しない。

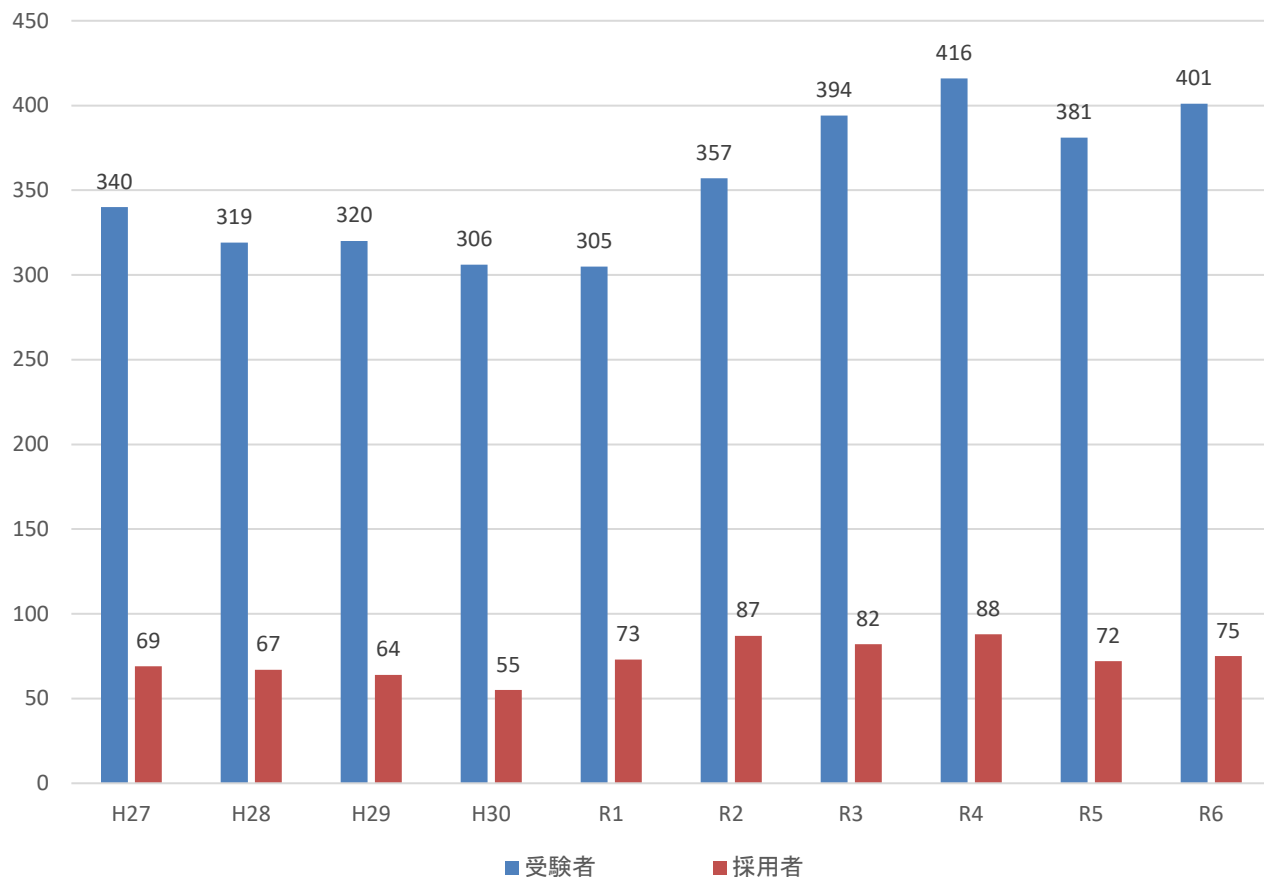
2 障害のある者の公立学校教員採用選考試験の実施状況(1)

- ✓ 令和6年度(令和5年度実施)採用選考における障害のある者の採用者数は75人で、前年度の72人から増加。
- ✓ 学校種別の採用者数をみると、特別支援学校(34人)が最も多く、次いで高校(16人)、小学校(14人)、中学校(9人)の順となっている。

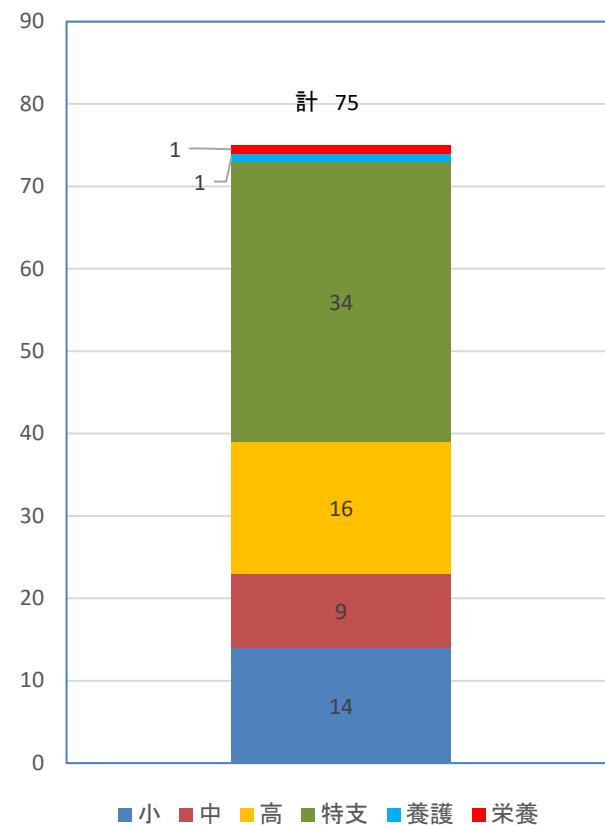
文部科学省
「教師の採用等の改善に係る取組事例」
「公立学校教員採用選考試験の実施状況」より引用

図表6 障害のある者の受験者数及び採用者数

(単位：人)



図表7 障害のある者の採用者数
(令和6年 学校種別)



✓ 県市別にみると、令和6年度において障害のある者を一人以上採用した県市は、68県市(※)のうち30県市。(令和4年度:34、令和5年度:34)
(※)67都道府県・指定都市教育委員会及び大阪府豊能地区教職員人事協議会

文部科学省
「公立学校教員採用選考の実施状況」より引用

図表8 県市別の公立学校教員採用選考試験における障害のある者の受験者数・採用者数

(単位:人)

		R4	R5	R6			R4	R5	R6			R4	R5	R6			R4	R5	R6			R4	R5	R6
北海道	受	11	8	11	新潟県	受	2	6	4	奈良県	受	8	3	10	熊本県	受	7	1	3	浜松市	受	2	1	1
	採	5	1	0		採	0	0	3		採	2	2	3		採	3	0	1		採	0	0	0
青森県	受	0	2	2	富山県	受	3	2	0	和歌山県	受	2	0	1	大分県	受	2	2	4	名古屋市	受	8	5	7
	採	0	0	0		採	3	0	0		採	0	0	0		採	2	2	1		採	1	1	3
岩手県	受	2	1	3	石川県	受	1	3	3	鳥取県	受	4	9	5	宮崎県	受	9	5	5	京都市	受	0	2	1
	採	0	1	0		採	0	0	0		採	2	3	0		採	2	2	0		採	0	0	0
宮城県	受	4	6	10	福井県	受	1	1	0	島根県	受	5	2	4	鹿児島県	受	1	4	3	大阪市	受	9	4	6
	採	2	1	2		採	0	1	0		採	0	0	1		採	0	3	1		採	1	1	1
秋田県	受	1	1	1	山梨県	受	1	0	0	岡山県	受	5	0	2	沖縄県	受	5	6	4	堺市	受	4	2	4
	採	0	1	0		採	0	0	0		採	0	0	1		採	2	0	2		採	1	1	0
山形県	受	0	3	2	長野県	受	4	6	4	広島県	受	11	10	1	札幌市	受	0	0	0	神戸市	受	5	9	9
	採	0	1	0		採	1	1	1		採	3	0	1		採	0	0	0		採	2	0	1
福島県	受	1	4	2	岐阜県	受	5	6	6	山口県	受	6	4	5	仙台市	受	5	2	2	岡山市	受	3	1	3
	採	1	2	0		採	2	2	1		採	2	1	2		採	1	0	0		採	0	0	1
茨城県	受	8	8	7	静岡県	受	12	7	5	徳島県	受	1	4	3	さいたま市	受	2	4	2	広島市	受	0	0	0
	採	2	0	0		採	6	1	2		採	0	0	0		採	0	0	0		採	0	0	0
栃木県	受	7	3	2	愛知県	受	17	19	20	香川県	受	1	7	2	千葉市	受	0	0	0	北九州市	受	1	0	0
	採	1	1	0		採	2	6	3		採	0	0	0		採	0	0	0		採	0	0	0
群馬県	受	2	7	2	三重県	受	6	5	3	愛媛県	受	3	5	7	横浜市	受	12	8	6	福岡市	受	4	0	1
	採	0	2	0		採	1	1	0		採	1	1	4		採	2	0	1		採	1	0	0
埼玉県	受	49	42	53	滋賀県	受	4	3	8	高知県	受	4	2	2	川崎市	受	5	0	2	熊本市	受	0	0	1
	採	6	3	5		採	1	1	1		採	0	0	0		採	0	0	0		採	0	0	0
千葉県	受	11	13	12	京都府	受	8	9	3	福岡県	受	7	9	11	相模原市	受	1	1	2	豊能地区	受	1	1	0
	採	6	8	6		採	0	0	1		採	2	2	2		採	0	1	0		採	0	0	0
東京都	受	22	21	36	大阪府	受	49	38	40	佐賀県	受	2	1	3	新潟市	受	0	0	1	静岡市	受	0	0	1
	採	8	6	9		採	5	3	6		採	0	0	0		採	0	0	1		採	0	0	1
神奈川県	受	13	20	15	兵庫県	受	19	18	20	長崎県	受	7	4	3	新潟市	受	1	1	1	静岡市	受	1	1	1
	採	2	3	1		採	4	5	6		採	0	1	1		採	0	0	0		採	0	0	0
合計		受	416	381	401	合計		受	416	381	401	合計		受	416	381	401	合計		受	416	381	401	
		採	88	72	75			採	88	72	75			採	88	72	75			採	88	72	75	

(注1)「受」は受験者数、「採」は採用者数を示す。

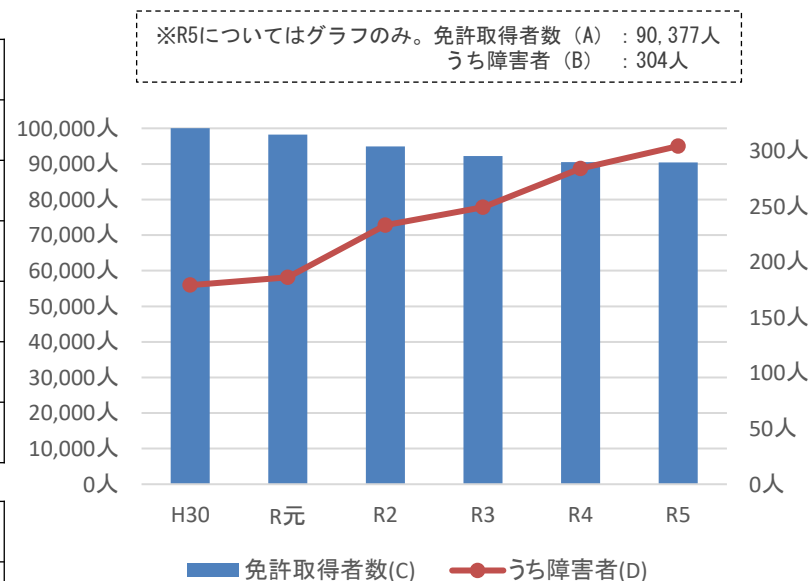
(注2)札幌市・仙台市・千葉市・広島市は、都道府県と指定都市で採用選考を合同で実施しているため、指定都市の受験者数は都道府県の受験者数に含んでいる。

- ✓ 障害のある学生の免許取得者数は毎年増加傾向にある。また、免許取得者に占める公立学校教員採用者の割合については、全体と障害者の間に大きな差は見られず、免許状取得者が入職するにあたり、構造的な阻害要因は少ないと考えられる。
- ✓ 障害のある免許取得者数は増加しているものの、障害のある学生のうち教員免許を取得する学生は約3.5%と全体に比べて低い水準となっており、引き続き障害のある学生が教員を目指すことの可能性や、選択肢をあきらめることの無いよう、採用だけでなく養成段階も含め、総合的な取組を行う必要がある。
- ✓ なお、大学等卒業者に占める障害者の割合は1%程度と法定雇用率を大きく下回っている状況。教員免許状の取得には学位要件があるため、教育委員会における雇用の大部分は教師が占めることを踏まえると、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないよう、高等教育進学機会の拡大に向けた取組もあわせて推進する必要がある。

図表9 障害のある学生の教員免許状取得状況等（H30～R5）

	H30	R元	R2	R3	R4
大学等卒業者数(A)	724,126人	731,033人	730,020人	735,572人	742,125人
うち障害者(B)	5,029人	5,454人	5,980人	6,929人	8,007人
免許取得者数(C)	100,144人	98,259人	94,956人	92,258人	90,507人
うち障害者(D)	179人	186人	233人	249人	284人
公立学校教員採用者数(E)	32,986人	34,952人	34,875人	35,067人	34,315人
うち障害者(F)	55人	73人	87人	82人	88人

卒業生の免許取得者割合(C/A)	13.8%	13.2%	13.0%	12.5%	12.2%
障害者の場合(D/B)	3.6%	3.4%	3.9%	3.6%	3.6%
免許取得者の入職割合(E/C)	32.9%	36.3%	36.7%	38.0%	37.9%
障害者の場合(F/D)	30.7%	39.3%	37.3%	32.9%	31.0%
卒業生の障害者割合(B/A)	0.69%	0.75%	0.82%	0.94%	1.08%



(出所)

- A : 学校基本調査
B : 障害のある学生の学修支援に関する実態調査（学生支援機構）
C, D : 文部科学省調べ（教員免許取得状況等調査）
E, F : 公立学校教員採用選考の実施状況調査

2 各教育委員会における関連教員研修の実施状況

- ✓ 障害のある教職員が継続的に働き、また、働き続けられる職業として定着するためには、入職後において適切な合理的な配慮が提供される必要があり、周囲の教職員が障害者や共生社会について理解を深めることが重要。
- ✓ 法定の教員研修において、多くの自治体が特別支援教育に関する内容等を扱っている一方、障害のある教職員等への合理的配慮等に関する内容を扱っている自治体の割合は概ね2割程度となっている。

図表10 各教育委員会における関連教員研修の実施状況
(令和5年度 初任者研修・中堅教諭等資質向上研修)

文部科学省
「令和5年度教員研修実施状況調査結果」より抜粋

○初任者研修

※対象は、小学校：129教委 中学校：129教委 高等学校：66教委 特別支援学校：66教委

	校内若しくは校外研修のいずれか 又はその両方で実施している教育委員会等数				校内研修				校外研修			
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
特別支援教育	129教委 (100.0%)	129教委 (100.0%)	65教委 (98.5%)	62教委 (93.9%)	127教委 (98.4%)	127教委 (98.4%)	61教委 (92.4%)	61教委 (92.4%)	126教委 (97.7%)	126教委 (97.7%)	64教委 (97.0%)	62教委 (93.9%)
心のバリアフリー	83教委 (64.3%)	83教委 (64.3%)	41教委 (62.1%)	38教委 (57.6%)	69教委 (53.5%)	70教委 (54.3%)	31教委 (47.0%)	28教委 (42.4%)	56教委 (43.4%)	57教委 (44.2%)	33教委 (50.0%)	30教委 (45.5%)
障害のある教職員等への 合理的配慮等	32教委 (24.8%)	32教委 (24.8%)	11教委 (16.7%)	17教委 (25.8%)	32教委 (24.8%)	32教委 (24.8%)	10教委 (15.2%)	14教委 (21.2%)	24教委 (18.6%)	24教委 (18.6%)	7教委 (10.6%)	13教委 (19.7%)

○中堅教諭等資質向上研修

※対象は、小学校：129教委 中学校：129教委 高等学校：73教委 特別支援学校：64教委

	必須若しくは選択可能な項目のいずれか 又はその両方で実施している教育委員会等数				必須科目				選択科目			
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
特別支援教育	113教委 (87.6%)	114教委 (88.4%)	68教委 (93.2%)	64教委 (100.0%)	76教委 (58.9%)	78教委 (60.5%)	46教委 (63.0%)	50教委 (78.1%)	65教委 (50.4%)	65教委 (50.4%)	44教委 (60.3%)	38教委 (59.4%)
心のバリアフリー	45教委 (34.9%)	46教委 (35.7%)	25教委 (34.2%)	23教委 (35.9%)	20教委 (15.5%)	21教委 (16.3%)	15教委 (20.5%)	10教委 (15.6%)	28教委 (21.7%)	28教委 (21.7%)	14教委 (19.2%)	15教委 (23.4%)
障害のある教職員等への 合理的配慮等	22教委 (17.1%)	22教委 (17.1%)	12教委 (16.4%)	12教委 (18.8%)	15教委 (11.6%)	15教委 (11.6%)	7教委 (9.6%)	8教委 (12.5%)	8教委 (6.2%)	8教委 (6.2%)	6教委 (8.2%)	6教委 (9.4%)

3 障害のある教育職員に対する入職後の合理的配慮の例(1)

相談支援体制の構築

(北海道)

教育庁職員が「障がい者特別選考」により採用した職員及び校長と面談を実施し、勤務状況や勤務上の課題等を伺うことで、当該職員の抱える不安や課題等の早期把握、解消に努めている。【高等学校・特別支援学校、全般】

(東京都)

障害のある職員の職場において支障となっている事情等に関して、適切に対応するため、校内の管理職が相談に応じるよう窓口を設置している。各学校での対応が困難な場合等には、必要に応じて都立学校を管轄する学校経営支援センターが相談に応じるよう体制を整備している。【高等学校・特別支援学校、全般】

(埼玉県)

各職場で「心のバリアフリー推進員」を選任し、障害者理解の意識啓発等の研修、障害者が働きやすい職場づくりの推進、障害のある職員からの相談等の対応に取り組むものとしている。【高等学校・特別支援学校、全般】

(高知県、静岡県)

障害のある教職員を対象にしたアンケートを実施し、職場環境への満足度や要望等を踏まえて改善を検討。【全校種、全般】

サポートする職員の配置

(栃木県)

障害のある教員の負担軽減のため、障害の程度に応じて該当校に加配している。【小・中学校、身体障害】

(沖縄県)

聴覚に障害のある職員に対して手話通訳者を派遣している。【小・中学校、特別支援学校、聴覚障害】

(堺市)

支援スタッフとして臨時主事を配置し、事務作業全般、指導の際の視覚的な支援や教材作成の際のPC入力等の支援を実施している。【中学校、視覚障害、身体障害】

障害のある教員の受け入れ体制の構築

(山梨県)

障害のある教職員の承諾を得た上で、障害があることを必要に応じて全職員へ周知し、サポートできる雰囲気を作ると共に、校務分掌を障害に合わせて決定している。【小・中学校、全般】

(三重県)

新たに障害のある職員が配置された学校の管理職等を対象に「障がい者雇用サポーター研修」を実施し、研修内での意見交換等により各校での様子や課題を共有している。【全般】

3 障害のある教育職員に対する入職後の合理的配慮の例(2)

学級担任をする場合の支援・配慮

(秋田県)

管理職のほか、申出者の了承を得た教職員がサポートの役割を担う体制をとっており、突発的な事案が発生した場合に備えて、事前にどの職員がサポートするかを決めている【小・中学校、全般】

(福島県)

障害のある教員本人からの申し出に応じて、校内の支援チームと共に支援・配慮内容を検討している。児童生徒、保護者との意思疎通では筆談、音声読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いるほか、家庭訪問や個別懇談等の際は、必要に応じて校内の支援チームの教員と複数で対応するなどの支援を行っている。【特別支援学校、全般】

(山梨県、静岡県、滋賀県ほか)

体育科の授業など自身の障害によって指導できない場合は、校内で調整し、他の教員が授業を行う。【小学校、身体障害等】

ティーム・ティーチングの実施

(群馬県)

市費教員とともにティーム・ティーチング（主にT1）を実施している。【中学校、視覚障害】

人事異動上の配慮

(北海道)

親族が職員の介助をするために校内に立ち入ることを学校として認めている。【小・中学校、身体障害】

(秋田県)

タクシーやハイヤーを通勤手段として認め、通勤手当を支給する制度を導入。【全般】

(静岡県)

合理的配慮の知見を得やすい特別支援学校の分校併設校に配置している。【高等学校、全般】

(島根県)

県教育委員会事務局職員及び県立学校職員について、障害のある職員からの要望等を踏まえ、通勤への配慮（勤務地域、駐車場の確保等）を行っているほか、異動の際には、本人の意向に配慮した上で障害特性等の引継を行うなど、円滑な異動体制の構築を検討しており、市町村立学校においても市町村教育委員会によりこれらに準ずる取組が進められるよう、会議等の機会を利用して県教育委員会の取組状況の紹介などを行っている。【全般】

(福岡県)

職員が異動希望先を検討する際の参考資料として、出先機関における最寄り駅から庁舎までの距離や段差・勾配・スロープ設置の状況及び庁舎内のバリアフリー（スロープやエレベータ、福祉型トイレ・駐車場等）の状況、車通勤の可否を一覧にまとめた資料を作成している。【全般】

3 障害のある教育職員に対する入職後の合理的配慮の例(3)

修学旅行や遠足の引率を行う場合や部活動の顧問を担当する場合の支援・配慮

(栃木県)

宿泊の業務等、配慮が必要な場合には、本人との合意形成を踏まえ、当該学年の担当としない等の配慮を可能な範囲で行っている。【小・中学校、全般】

(静岡県)

修学旅行の引率時は、移動をタクシーとしたり、移動距離が少ないポイントの担当としている。【中学校、身体障害】

(香川県)

通院などで部活動指導に制限がある場合に他の教員が補助を行うなど、教頭、学年主任がサポートしながら、本人が活躍できる体制を整備するよう努めている。【小・中学校、全般】

(愛媛県)

遠足の引率では、短距離のコースや自家用車の利用など、負担を軽減する形で引率を行っている。【小学校、聴覚障害・身体障害】

(高知県)

遠足等において、車椅子使用の職員は救護車で生徒の安全を目視で確認する担当や、現地で荷物の監視などを担当するなどの配慮を行っている。【中学校、肢体障害】

その他

(山形県)

民間の就労支援企業からのサービスにより、入職後の一定期間のトライアル時期に支援担当者が勤務先である学校に訪問し、障害のある職員が不安なく就労できるようサポートしていただいている。【小・中学校、精神障害】

(三重県)

運動会などの屋外行事では、放送を担当するなど屋外に長時間いる必要がないように配慮している。【小学校、内部障害】

(高知県)

分掌業務を単純に軽減するだけでなく、得意な分野（ＩＣＴ等）を生かした業務を一部任せすることで、自己有用感を高めるよう取り組んでいる。【中学校、精神障害】

(佐賀県)

障害者職業生活相談員が障害者の方と面談する際に、必要に応じて障害者を支援する団体の担当者に同席してもらい、スムーズな面談になるようにしている。【高等学校・特別支援学校、全般】

(新潟県)

本人の希望により、本人が「障害特性等についての情報共有シート」を作成し、障害特性や配慮を希望する事項等を所属の上司等と円滑に共有できるようにしている。【全般】

3 障害のある教育職員に対する合理的配慮を行うための施設整備等の例

学校内外の移動等のハード面の整備

（愛知県）

本県の個別施設計画である「県立学校施設長寿命化計画」に基づく大規模改修の際、福祉関係の条例である「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に適合するように、手すりやスロープ、多目的トイレ設置などを行っている。【高等学校・特別支援学校、全般】

（島根県）

県立学校等の障害のある職員からの要望等を踏まえ、休憩スペースの整備、視覚、聴覚等の機能を補助する機器・ソフトの整備、資料の文字の拡大やルビ振り、作業マニュアルのカスタマイズ化、チェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直し等の検討を行っており、市町村立学校においても市町村教育委員会によりこれらに準ずる取組が進められるよう、会議等の機会を利用して県教育委員会の取組の紹介などを行っている。【全般】

（福岡県）

建物構造上、設置可能な場合は、校舎毎に優先順位をつけ、福祉型トイレ、スロープ、手すり、点字ブロック等の整備を図っている。また、建物構造上、設置困難な設備については、学校の大規模改築又は大規模改造の際に整備を検討する。【県立学校、全般】

ICTや専用の機器を活用した働き方の工夫

（新潟県）

障害のある教職員の情報保障のため、音声読上げソフトの導入、スクリーンへの文字情報の提供、FM補聴システムの整備を行った。【特別支援学校、視覚障害・聴覚障害】

（静岡県）

聴覚障害者を支援するために電話リレーサービスの法人契約をしている。【高等学校・特別支援学校、全般】

（滋賀県）

音声による文書作成、教材作成などの入力補助や機器操作など、業務に必要な機能を実現するための環境整備を行っている。【高等学校、特別支援学校、全般】

（福岡県）

障害のある職員がパソコン等を使用する際に支援機器等が必要な場合は、随時相談を受け付け、必要に応じて大型モニターや音声認識・読み上げソフトウェア等を導入している。【県立学校、全般】

（仙台市）

聴覚障害を持っている教員の会話サポートのため、教育委員会所有のタブレット端末を貸与し、自動文字起こしアプリの活用を図っている。また、人工内耳プロセッサ用の受信機を貸与している。【小学校、聴覚障害】

3 障害のある事務職員に対する入職後の合理的配慮の例(1)

※教育委員会事務局職員、学校事務職員

相談支援体制の構築

(島根県)

障害のある事務職員(会計年度任用職員)をサポートする支援員をワークセンターに配置するとともに、支援員を対象とした研修・意見交換会を実施している。また、教育委員会担当者が定期的に各ワークセンターを訪問し、障害者スタッフ・支援員との面談を通じてワークセンター運営上の課題や要望等を把握している。【特別支援学校・教育委員会事務局、全般】

(大分県)

教育現場における働き方改革を推進するため、県立学校や教育機関において事務補助を行う障害者スタッフを雇用。担当ワークマネージャーが定期的な所属訪問や電話相談対応を行い、スタッフの職場定着を支援している。【高等学校・特別支援学校・教育委員会事務局、全般】

(札幌市)

障害者会計年度任用職員の任用促進や就労定着を支援するため、「障がい者雇用推進アドバイザー」を設置し、就労支援事業者への広報や定期的な職場巡回等の支援を行っている。【全般】

支援スタッフの配置

(広島県)

障害のある職員をサポートする支援員を配置している。
【教育委員会事務局、全般】

校務等の役割分担

(広島県)

障害のある会計年度任用職員が複数所属する集約オフィスでは、個々の障害特性に応じながら、なるべく同じ作業を行っており、業務支援員(健常者)を複数名配置することで、業務指示やスケジュール管理、相談等を随時行い業務効率を上げている。【教育委員会事務局、全般】

(札幌市)

新採用の事務職員の場合は、当該職員と指導役(健常者)の複数人体制となるよう配置している。当該職員の障害の程度や業務の定着具合によって、次年度以降は1人体制とするか複数体制を継続するかを判断している。【全般】

支援団体等と連携した勤務環境改善

(奈良県)

就労移行支援事業所との連携。入庁より3ヶ月間、本人、事務所、教委事務局の3者で面談を実施。頻度は、1週間に1回、2週間に1回と徐々に期間を延長している。今後も継続して1ヶ月～1ヶ月半に1回実施予定。【教育委員会事務局・精神障害】

3 障害のある事務職員に対する入職後の合理的配慮の例(2)

※教育委員会事務局職員、学校事務職員

人事異動上の配慮

(北海道)

障がいのある職員の採用・雇用及び職務遂行意欲の一層の向上を図るため、障がいの特性に応じた支援体制や職務環境の整備を図り、職員の健康状態や職務の適性、キャリアプラン等を十分把握の上、適材適所の人事配置やキャリア形成支援を行っている。【高等学校・特別支援学校・教育委員会事務局、全般】

(神奈川県)

障害のある事務職員は複数配置の学校に配置している事例がある。【小・中学校、全般】

(京都府)

所属長による人事評価面談や人事異動ヒアリング等を通じて、職員の健康状況や障害の状況、配慮すべき事項について適切な把握を行い、その情報に基づき人事異動を検討、実施している。【教育委員会事務局、全般】

(高知県)

聴覚障害や視覚障害のある事務職員の配置にあたっては、電話対応や通常業務等で業務負担にならないよう、また、複数で対応ができるよう、複数配置の学校や学校事務支援室（共同学校事務室）に配置している。【小・中学校、視覚障害・聴覚障害】

その他

(愛知県)

コードレス電話を購入し、音声の理解に難がある場合には、自席から離れて通話することができるようにした。【高等学校】

(岡山県)

障害のある会計年度任用職員の支援について、作業手順をマニュアル化するとともに、最初は担当職員と一緒に業務を行い、業務の流れを具体的に理解してもらうよう努めている。【全般】

(東京都)

視覚障害を抱えた教員に対して、本人の希望に応じ以下の専門ソフトをインストールした業務用PC（アクセシビリティ端末）及び専門機器を配備している。

専門ソフト：画面読み上げソフト、画面拡大ソフト、
音訳対応・拡大読書ソフト、
点字文書作成ソフト、点字変換ソフト 等
専用機器：ディスプレイ、スキャナ、モニターアーム 等
【高等学校・特別支援学校・教育委員会事務局、全般】

宮城県

県立学校等に障害のある教務・業務補助員を配置し、
教職員の業務負担を軽減

【県単独事業】業務補助：平成25年度より実施

教務補助：平成28年度より実施

○業務内容

県の会計年度任用職員として県の予算で任用し、教育庁各課(室)、地方機関、
学校以外教育機関及び県立学校に配置【週30時間(週5日)の勤務】

① 業務補助

文書の收受、業務資料の印刷や製本、軽易な書類作成、郵便物の仕分けや発送、証明書の発行、学校図書館蔵書の整備、校内の環境整備業務の補助等

② 教務補助

教材作成補助、教務資料の印刷や製本、職員室内の環境整備業務の補助、授業時間中における教員補助のための軽作業等

○雇用者数の推移（各年6月1日現在）

年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
①業務補助	15	15	26	25	38	50	61	62
②教務補助	13	39	48	50	55	73	76	74
合計	28	54	74	75	93	123	137	136

○配置状況（令和6年6月1日現在）

①業務補助

	所属数	配置数
高等学校	70	32
特別支援学校	20	11
教育庁各課(室)	12	12
地方機関	6	5
学校以外教育機関	7	9
合計	115	69

②教務補助

	学校数	配置数
高等学校	70	58
特別支援学校	20	16
県立中学校	2	2
合計	92	76

(注) 宮城県内の県立学校は92校

滋賀県

市町立小中学校への事務補助員の配置

【県単独事業・令和6年度より新規実施】

これまで行ってきた、県教育委員会事務局や県立学校での障害のある職員の雇用に加えて、令和6年度からは、市町立小中学校での会計年度任用職員（事務補助等）の配置に取り組み始めたところ。

○任用方法

県の会計年度任用職員（事務補助員）として県の予算で任用し、市町立学校に配置。

県職員としての身分と、市町職員としての身分を併任。

具体の採用に当たっては、人員確保及び配置校の決定を市町教育委員会で行う。

【週31時間（週4日）の勤務】

○業務内容

小中学校における事務補助（教員、事務職員の行う事務作業のサポート等）

○配置実績（R6年度）

計 18名
小学校 10名
中学校 8名

○配置に当たっての工夫

県立学校において既に雇用していた障害のある職員をサポートする支援員が、市町立学校の配置学校を巡回することで、新たに雇用した市町立学校における職員のサポートも行えるような体制を構築している。

香川県

特別支援学校高等部卒業生を対象とした
就労支援のためのチャレンジ雇用
【県単独事業・平成27年度より実施】

○事業名：特別支援学校生徒の就労支援事業

○目的

特別支援学校高等部卒業生の就労支援のため、一定期間、特別支援学校で非常勤職員として雇用し、就労訓練を行うことで一般就労に向けた育成を強化する。

○雇用形態

・会計年度任用職員 週30時間（1日6時間、5日）の勤務

○従事する業務（例）

・事務補助作業 ・環境整備 ・校舎内メンテナンス 等

○雇用期間：1年（最大3回まで契約更新あり）

※最大4年だが、多くの職員は1～3年で民間企業に就職。

○取り組みの工夫：

就労に向け、障害者就業・生活センターと連携するとともに、特別支援学校の専門性を活かし、個々の特性に合わせたコーチングを行っている。

○雇用者数（更新を含む。）

・令和6年度：8名雇用

※令和3年度9名、令和4年7名、令和5年度8名雇用

熊本市

教育委員会事務局から、班ごとに各学校へ
ローテーションで派遣
【市単独事業・平成26年度より実施】

○事業名：学校環境整備事業

○事業概要

4～5名の障がい者会計年度任用職員と、引率や服務管理を行う1名の学校環境整備指導員で班を編成して、学校からの要望をもとにローテーションで学校へ派遣し、学校内の除草等の環境整備や校舎内の清掃を行う。

	内容
障がい者 会計年度 任用職員	■ 学校環境整備業務 除草、落ち葉清掃、花壇の手入れ、施設の修繕 ■ 学校環境整備業務 教室、廊下等のワックスがけ、校舎窓の清掃
学校環境 整備指導員	■ 派遣先の学校との連絡調整 ■ 派遣先までの障がい者会計年度任用職員の引率 ■ 一人ひとりの障がい特性に応じた業務内容、業務量の調整および進行管理 ■ 障がい者会計年度任用職員の作業時の安全管理 ■ 障がい者会計年度任用職員の休暇等の服務管理

ワークサポートオフィスの設置

（群馬県）

「ハートフルスクールサポートステーション」を設置し、複数の障害者をチームで雇用して支援員の指導の下、近隣の県立学校や教育施設等を訪問して清掃等の環境美化作業やシュレッダー等の簡単な事務補助を行い、業務経験を民間企業等への就労につなげる取組を行っている。【教育委員会事務局】

（静岡県）

「補助的・定型的な事務補助業務を行う集約型のオフィス（ワークステーション）」を、教育委員会（本庁、各教育事務所、県立図書館）に新たに設置した。【教育委員会事務局】

（兵庫県）

令和元年度から、教育委員会事務局等（本庁、教育事務所、教育機関、県立学校）に、事務補助や環境整備等を行う「ワークセンタースタッフ」等を配置するとともに、スタッフ等の業務の洗い出し、調整・指示などを行う「ジョブサポーター」を各拠点に配置している。さらに今後は、スタッフが集団で県立学校等を巡回し、環境整備等を行う「巡回型ワークセンター」の設置や、各学校（県立、市町立）で教員業務補助を行う「ワークセンター学校業務支援スタッフ」の配置を進めていく。【教育委員会事務局、県立学校、市町立学校】

（福岡県）

令和6年度から、教育委員会事務局の本庁に「教育庁サポートオフィス」を設置し、障害のある人とサポートを行う支援員を会計年度任用職員として任用するとともに、外出ができない障害のある人のテレワークを試行している。【教育委員会事務局】

（長崎県）

教育庁本庁にワークサポートオフィスを、県立特別支援学校にワークサポートグループを設置し、正規就職に向けたステップアップの場として障がい者を雇用する取組を実施。【教育委員会事務局、特別支援学校】

試験の実施方法・内容等についての一部免除等の配慮の実施例

・茨城県教育委員会

障害の種類や程度に応じ、実技試験の全部または一部を免除する。

・神奈川県教育委員会

配慮の内容を、本人・家族等から障害の詳しい状況や採用試験時に希望する配慮などを聞き取り、個別に判断する。

・兵庫県教育委員会

肢体不自由のある方に対し、実技試験を口頭試問に変更する。

・愛媛県教育委員会

面接時、書面・筆談パソコンの使用、要約筆記者や手話通訳士の同席といった配慮を実施する。

・仙台市教育委員会

第1次選考筆記試験において、教職教養に変えて個人面接を実施する。

・堺市教育委員会

聴覚障害者の方について、面接時に面接官とは別に担当を1名配置し、面接官からの質問をモニターに提示するとともに、試験時間を延長する。

・神戸市教育委員会

受験者から配慮の申し出があった際には、障害の状況に応じて、実技試験の一部、または全ての免除をする。

4 調査結果を踏まえた今後の文部科学省としての取組

本調査により、

- 各都道府県・指定都市教育委員会の雇用の状況等の実態把握
- 各都道府県・指定都市教育委員会の障害者雇用に関する個別の取組事例の幅広い共有を図ったところ。

文部科学省として、

- 教員採用選考試験における取組事例の収集・発信
- 「障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト」(※)の作成
- 各教育委員会を対象とした、障害者雇用に関する研修会の実施
- 障害のある教師が働きやすい学校施設整備の支援や、学校のICT環境整備の推進
- 障害のある教職員が教育現場で活躍している全国の事例の収集・発信
 - ・ 入職後の勤務体制・職務内容の工夫をはじめとした入職後の合理的配慮の在り方 等
- 教職課程を置く大学等と教育委員会の連携の促進

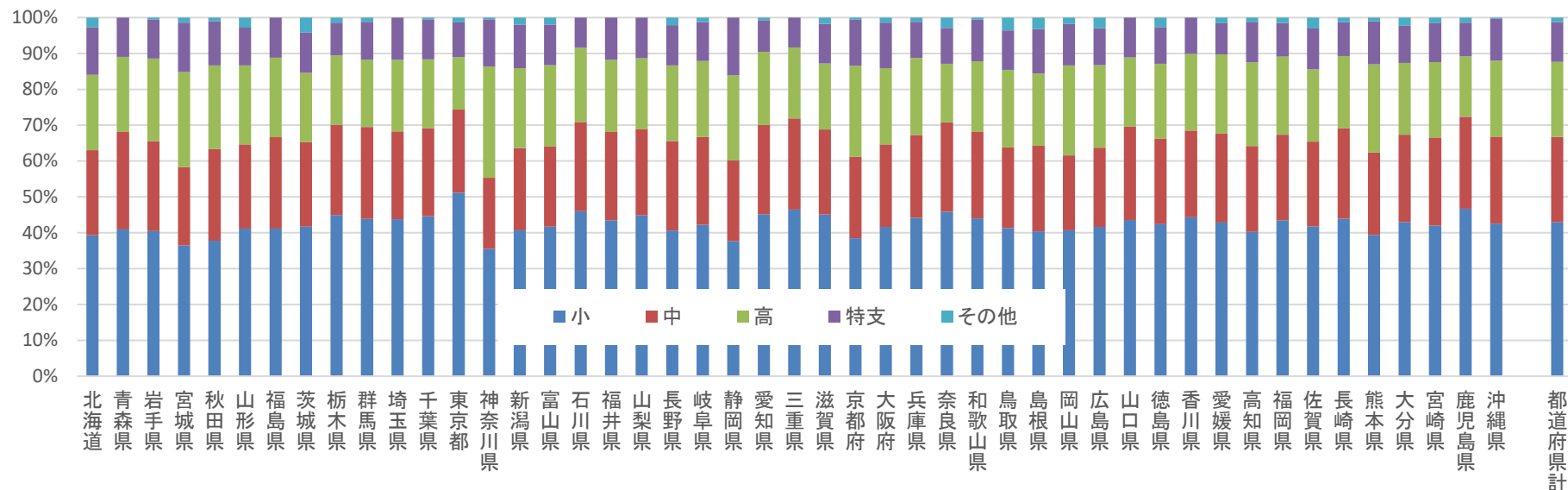
等の総合的な取組を行い、前回調査を実施した令和元年度から、実雇用率は上昇を続けている。

他方で法定雇用率と比べて未だ不十分となっている状況を踏まえ、これらの取組の継続と、

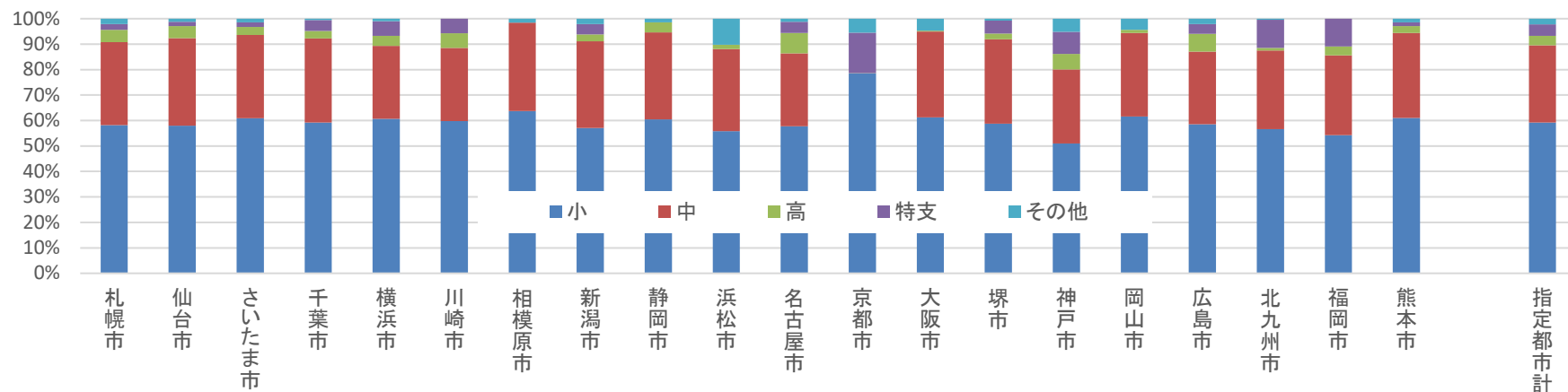
- 教育関係者だけでなく、各自治体の首長部局や労働局との連携の促進や、
 - 教職そのものの魅力の向上及び発信による教職志願者の増加
- 等とあわせ、各教育委員会における障害者雇用を引き続き推進していく。

(参考) 学校種等別構成比(教育職員)(令和6年6月1日現在)

図表11 教育職員数全体の学校種等別構成比(都道府県)



図表12 教育職員数全体の学校種等別構成比(指定都市)



(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。

(注2)構成比は、各学校種の教育職員数を教育職員数の合計で割った数値。

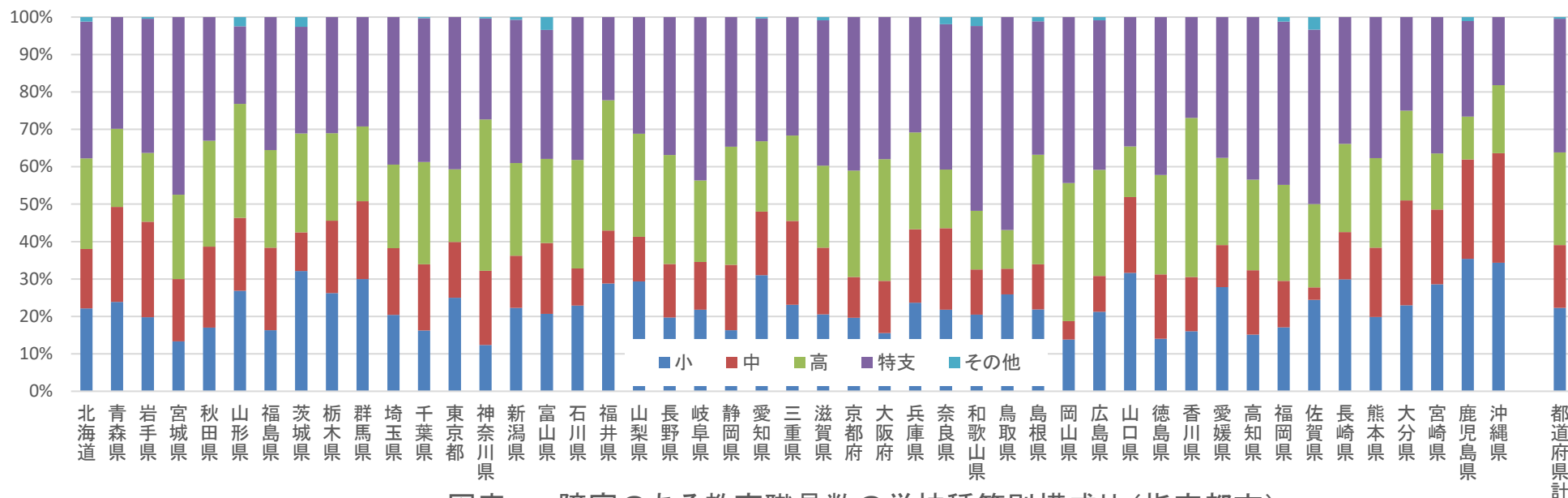
(注3)「都道府県計」は、都道府県教育委員会の計。市町村教育委員会を含まない。

(注4)学校種等の「その他」は、教育職員の合計から小・中・高・特別支援学校を除いた値。(教育委員会事務局、義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に加え、端数処理も含む。)

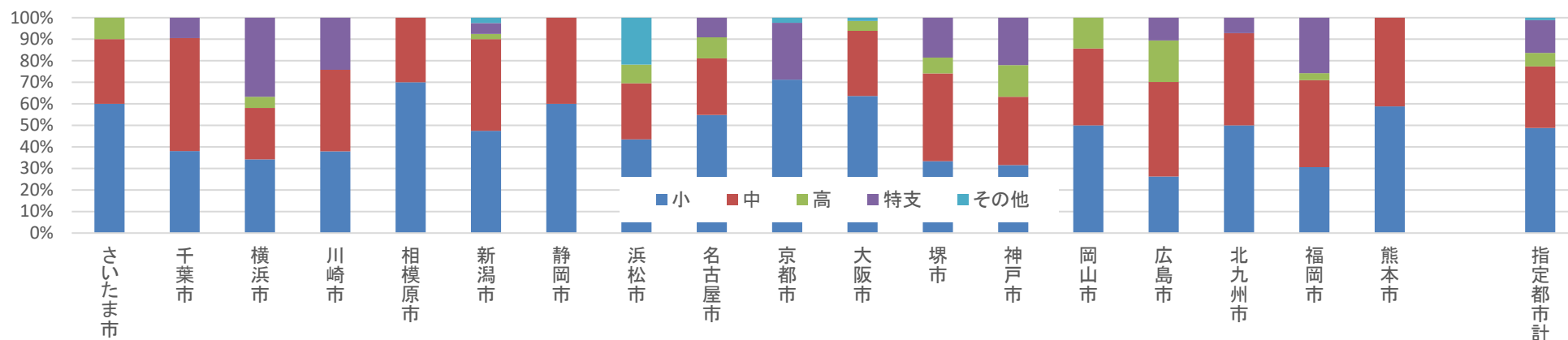
(注5)構成比の合計は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、必ずしも100%に一致しない。

(参考) 学校種等別構成比(教育職員)(令和6年6月1日現在)

図表13 障害のある教育職員数の学校種等別構成比(都道府県)



図表14 障害のある教育職員数の学校種等別構成比(指定都市)



(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。

(注2)構成比は、各学校種の教育職員数を教育職員数の合計で割った数値。

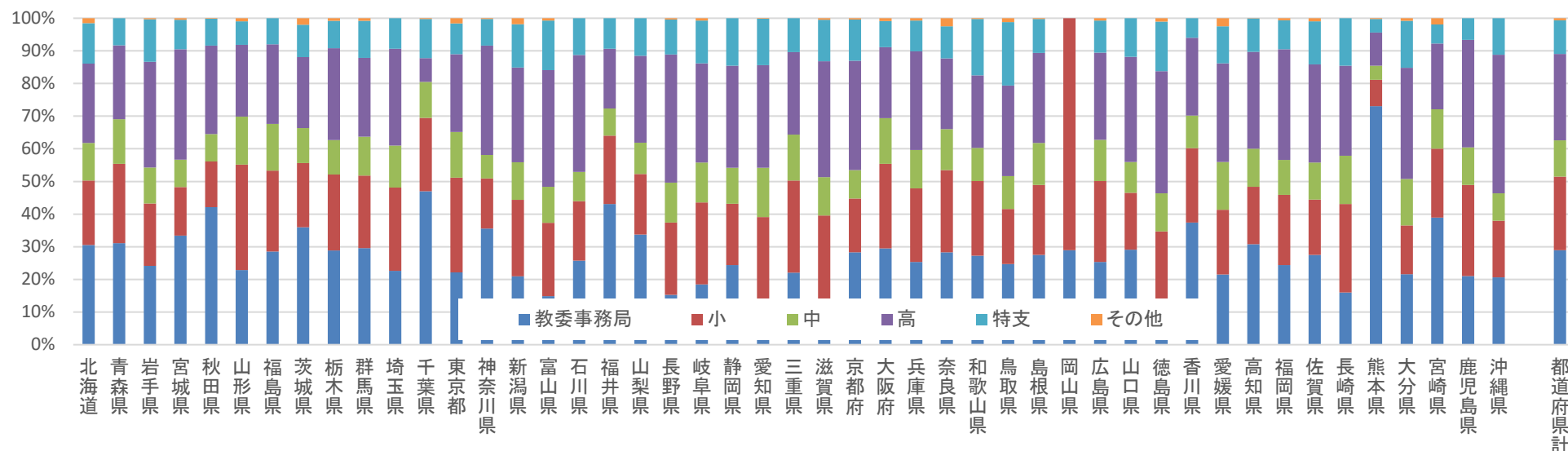
(注3)「都道府県計」は、都道府県教育委員会の計。市町村教育委員会を含まない。

(注4)学校種等の「その他」は、教育職員の合計から小・中・高・特別支援学校を除いた値。(教育委員会事務局、義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に加え、端数処理も含む。)

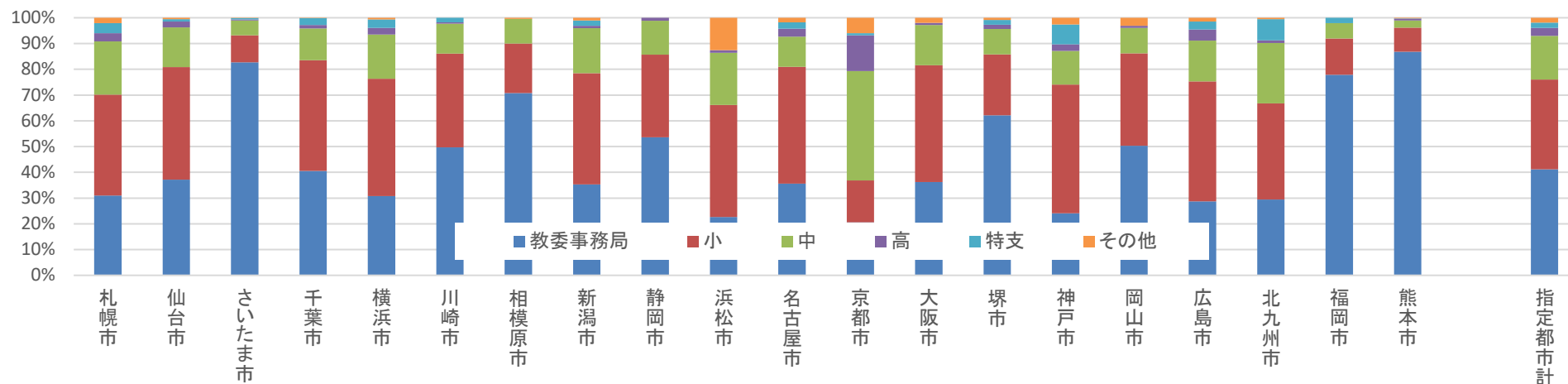
(注5)構成比の合計は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、必ずしも100%に一致しない。

(参考) 学校種等別構成比(事務職員等)(令和6年6月1日現在)

図表15 事務職員等全体の学校種等別構成比(都道府県)



図表16 事務職員等全体の学校種等別構成比(指定都市)



(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。

(注2)構成比は、各学校種の事務職員等数を事務職員等数の合計で割った数値。

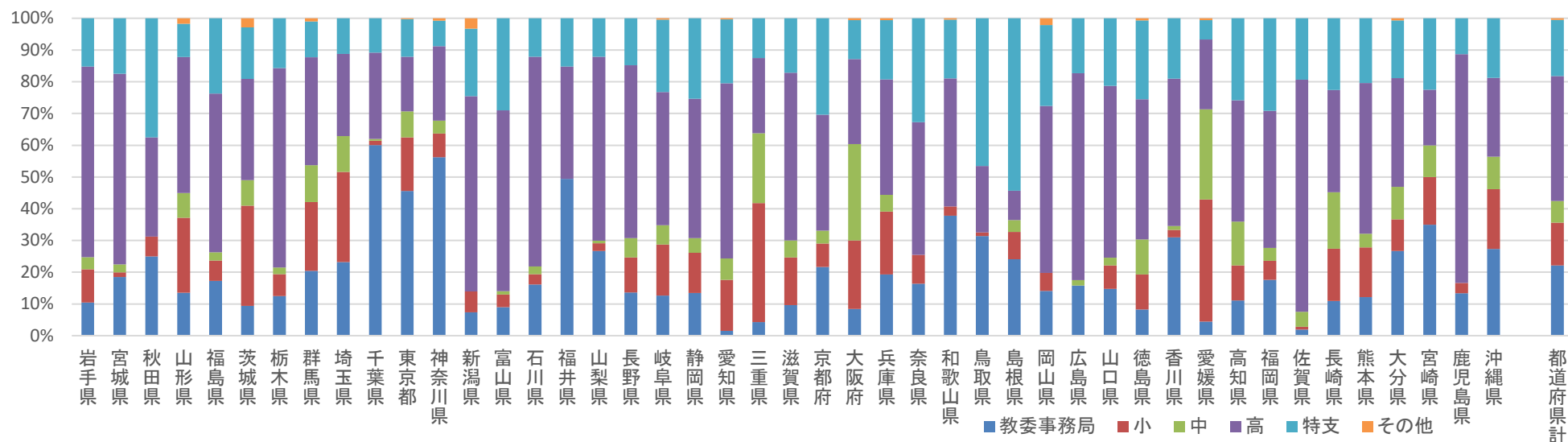
(注3)「都道府県計」は、都道府県教育委員会の計。市町村教育委員会を含まない。

(注4)学校種等の「その他」は、事務職員等の合計から教育委員会事務局小・中・高・特別支援学校を除いた値。(義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に加え、端数処理も含む。)

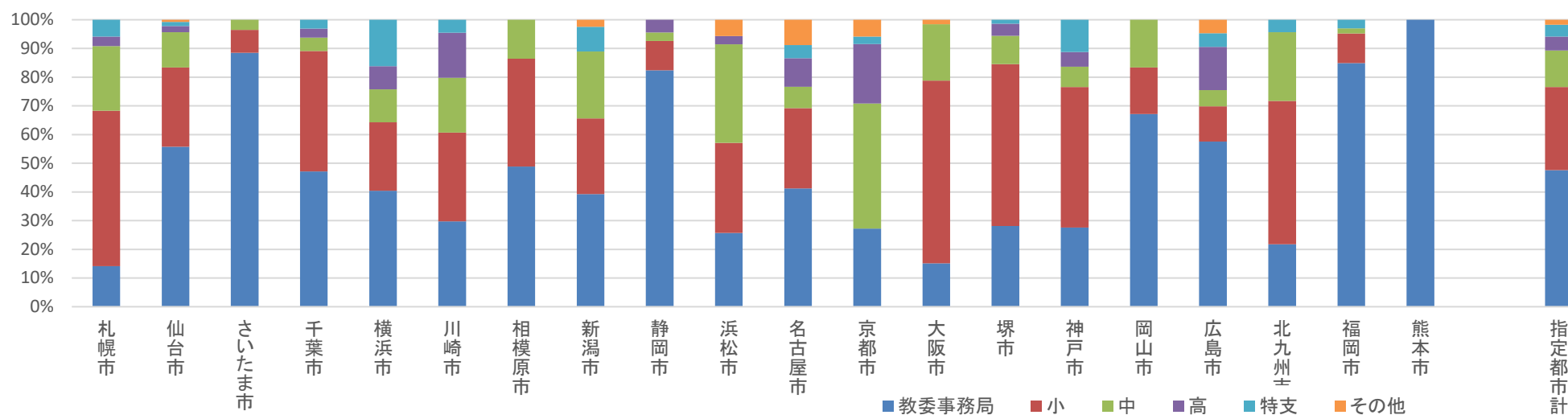
(注5)構成比の合計は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、必ずしも100%に一致しない。

(参考) 学校種等別構成比(事務職員等)(令和6年6月1日現在)

図表17 障害のある事務職員等の学校種等別等構成比(都道府県)



図表18 障害のある事務職員等の学校種等別等構成比(指定都市)



(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。

(注2)構成比は、各学校種の事務職員等数を事務職員等数の合計で割った数値。

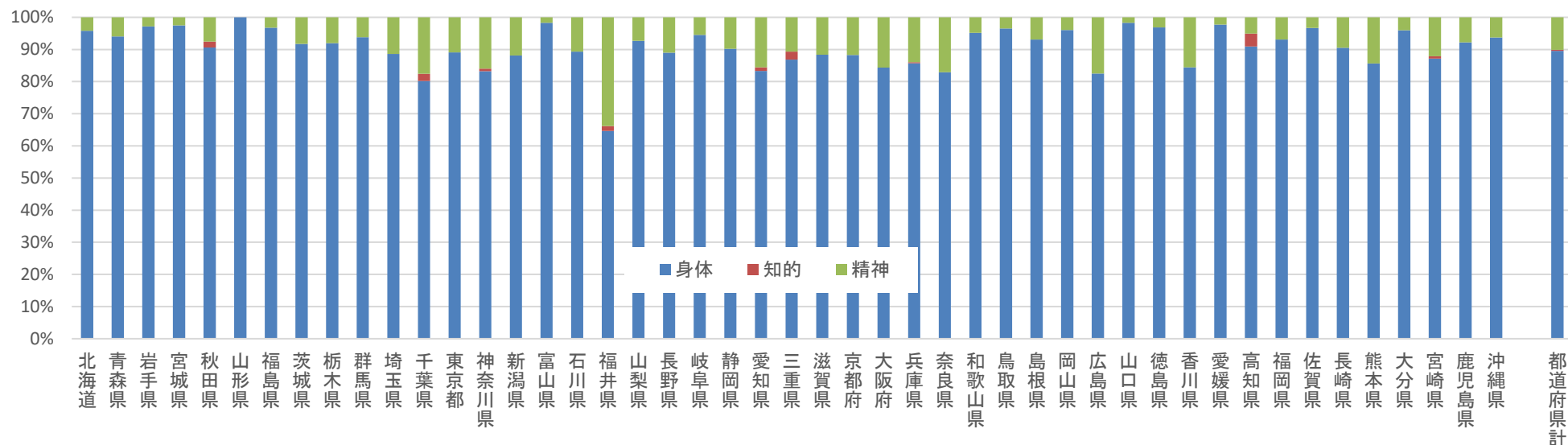
(注3)「都道府県計」は、都道府県教育委員会の計。市町村教育委員会を含まない。

(注4)学校種等の「その他」は、事務職員等の合計から教育委員会事務局小・中・高・特別支援学校を除いた値。(義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に加え、端数処理も含む。)

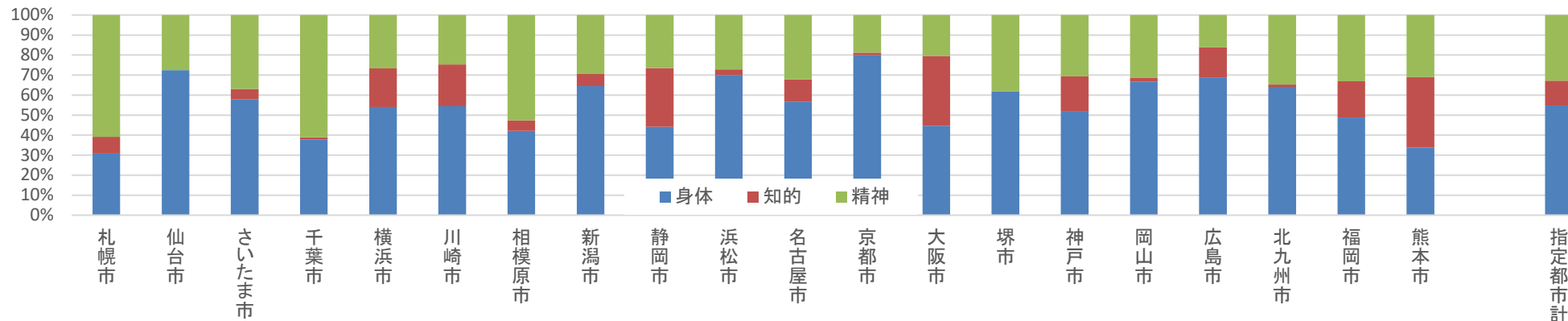
(注5)構成比の合計は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、必ずしも100%に一致しない。

(参考) 障害種別構成比(教育職員)(令和6年6月1日現在)

図表19 障害のある教育職員数の障害種別構成比(都道府県)



図表20 障害のある教育職員数の障害種別構成比(指定都市)



(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。

(注2)構成比は、各学校種の教育職員数を教育職員数の合計で割った数値。

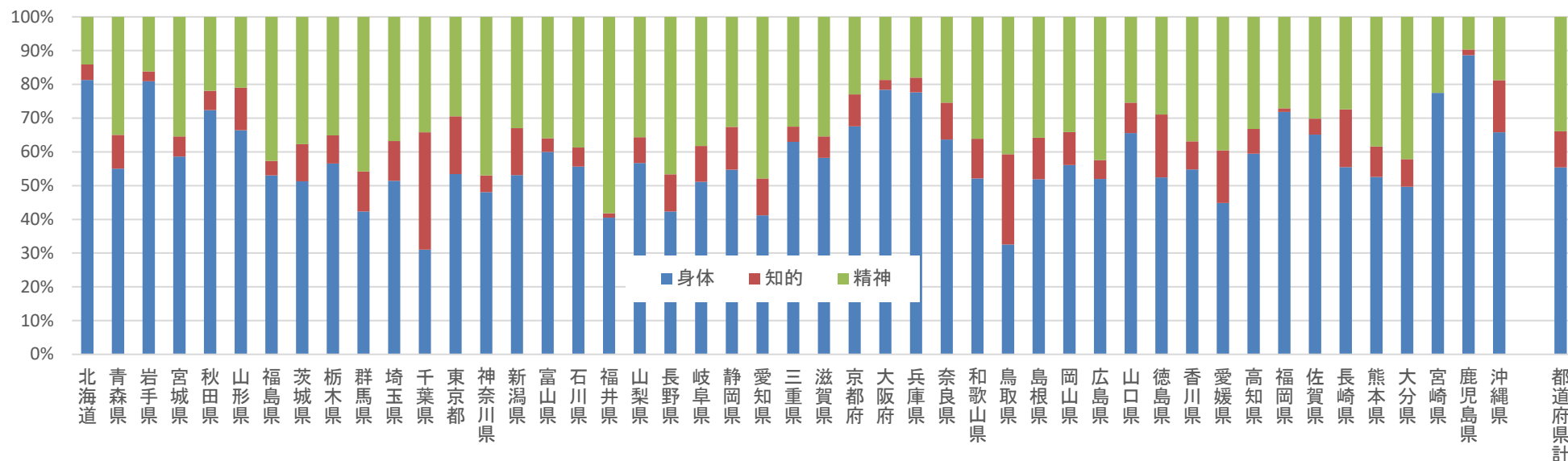
(注3)「都道府県計」は、都道府県教育委員会の計。市町村教育委員会を含まない。

(注4)学校種等の「その他」は、教育職員の合計から小・中・高・特別支援学校を除いた値。(教育委員会事務局、義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に加え、端数処理も含む。)

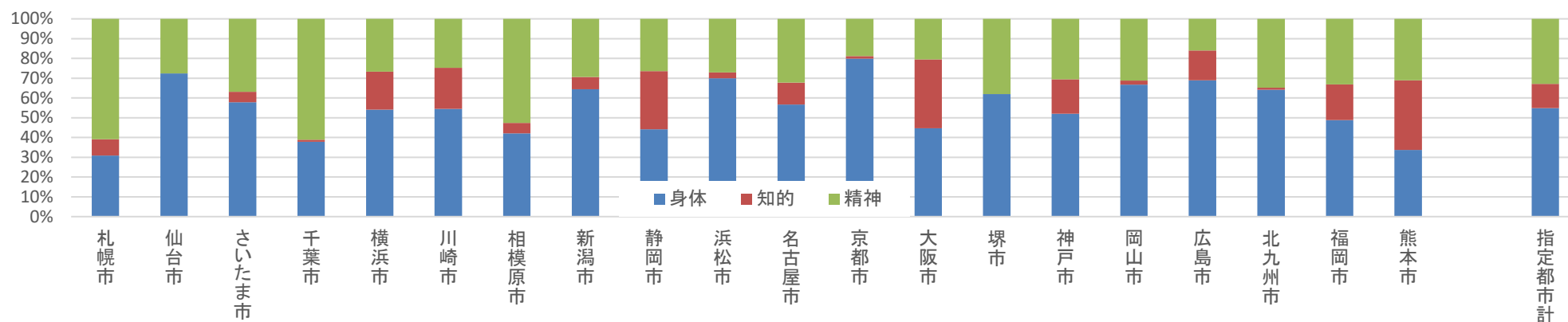
(注5)構成比の合計は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、必ずしも100%に一致しない。

(参考) 障害種別構成比(事務職員等)(令和6年6月1日現在)

図表21 障害のある事務職員等数の障害種別構成比(都道府県)



図表22 障害のある事務職員等数の障害種別構成比(指定都市)



(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。

(注2)構成比は、各学校種の事務職員等数を事務職員等数の合計で割った数値。

(注3)「都道府県計」は、都道府県教育委員会の計。市町村教育委員会を含まない。

(注4)学校種等の「その他」は、事務職員等の合計から教育委員会事務局小・中・高・特別支援学校を除いた値。(義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に加え、端数処理も含む。)

(注5)構成比の合計は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、必ずしも100%に一致しない。